



令和7年9月1日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 殿

愛媛地方最低賃金審議会
愛媛県最低賃金専門部会
部会長 森本 明宏

愛媛県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月3日、愛媛地方最低賃金審議会において付託された愛媛県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき、最新のデータにより比較したところ、令和5年10月6日発効の愛媛県最低賃金（時間額897円）は、令和5年度の愛媛県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本報告取りまとめにあたり、使用者側委員から、
「地方の中小企業・小規模事業者には、原材料価格等のコスト上昇、防衛的な賃上げと急激な最低賃金額上昇による労務費の増大の中で、十分に価格転嫁ができていない業種もある。Bランクに区分される愛媛県では、昨年につき、Cランク県の動向や地域間格差の解消に比重を置いての議論を余儀なくされ、今回の最低賃金の引き上げ率も実際の賃金の引き上げ率以上のものとなっており、事業者に支払い能力以上の負担を強いることにならないか危惧している。これらを踏まえ、

- （1）業務改善助成金を更に活用しやすくするための時間的余裕のある制度への改善や設備の増設要件緩和等の制度充実、
 - （2）二極化が進んでいるとされる労務費等の価格転嫁問題を踏まえた、中小企業・小規模事業者のための価格転嫁交渉の支援、
 - （3）いわゆる『年収の壁』を意識せずに働くことができる環境整備
- について、政府としてのなお一層の取組をお願いしたい。」

旨の要望があり、専門部会各委員了承のもと、報告書に盛り込むこととする。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	井上 雄基	五領田 寛子	森本 明宏
労働者代表委員	白石 浩司	竹箇平 貴隆	長岡 英樹
使用者代表委員	小池 久志	西岡 圭	八塚 洋

別紙 1

愛媛県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
愛媛県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,033 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 7 年 12 月 1 日

愛媛県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 愛媛県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 897 円
- (3) 発 効 日 令和 5 年 10 月 6 日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 5 年度
- (3) 生活保護水準（令和 5 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の愛媛県
内人口加重平均に、住宅扶助費の実績値を加えた金額（97,219 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 箇月換算額(註)と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると、愛媛県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

(註) 1 箇月換算額

$$897 \text{ 円 (愛媛県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.807 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 125,810 \text{ 円}$$